

1975 (毎月1回)

10月号

(村の面積)

332,60 ㎡

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年9月1日現在)

村の人口

総人口 2,038人

男 1,059人

女 979人

出生 3人

死亡 2人

転入 12人

転出 16人

世帯数 582世帯



### ※ みどりの少年隊が結成 ※

朝日・大納両中学校2年生37名

県では、今年から自然と心の緑を基調とした「グリーン県政」を基本理念に、緑の保全、創造利用などの関連施策とともに県

土を緑で培う運動を県民総ぐるみで推進しています。

この運動の一環として、本村の朝日、大納両中学校の2年生37名によって「みどりの少年隊」が、このほど結成され、その記念として、去る9月8日福井運動公園において「みどりの少年隊」と中川知事による記念植樹が行われました。

#### 資源・エネルギーを大切に利用しよう

物を大切にすると気運を盛り上げ資源、エネルギーの有効利用を推進するため、県および資源とエネルギーを大切にすると運動福井県推進会議では、広く住民に省資源運動を奨めています。

一、すてないで

まだ使えますこの資源

二、石油、紙、電気

この貴重な資源を大切に

三、限りある資源を

大切にしましょう

#### 【お知らせ】

#### 十月の歯科診療

十月の歯科診療は次のとおり

十月八日 午前九時～正午まで

十月十一日

十月二十日

十月二十四日

〃 〃 〃

〃 〃 〃

#### <お知らせ>

今年の村民体育大会は

10月19日(日) 村民グラウンドで開催されます

みんなそろって参加しましょう

※雨天の場合は10月26日です



才七十八回定例議会

議案九件報告一件を可決

課設置条例の一部改正  
一般会計四千五百万円を補正

第七十八回和泉村定例議会は、九月二十二日、二十三日の両日招集され、昭和五十年年度一般会計補正予算(第四次)を始め、和泉村課設置条例の一部改正など、議案九件、報告一件を原案どおり可決しました。また、農業委員の推せんが行われました。おもな議案は次のとおりです。

◆専決処分した事件の承認を求めることについて(報告九号)

先の台風六号による応急措置として、林道災害復旧費において補正した二百八十万円が承認されました。

◆昭和五十年度和泉村一般会計補正予算(第五次)

今回、四千五百八十八万三千円が補正されました。その内容は次のとおりです。

教育費において、中央公民館建設に伴なり、駐車場、井戸、体育施設工事費あるいは備品購入費など一千七百万円が、民生費では、老人福祉センター、保育所、児童館建設に伴ない工事費、備品購入費など九百六十万円が補正されたのを始め、農業振興費で、荒島、池ヶ島用水路補修費として一千六百万円、林業振興費で特殊林産物生産流通対策事業補助九百万円、入合

て(議案四十三号)

- (1)地域名 下山
- (2)事業名 山村地域農林漁業特別対策事業(土地改良)

- (3)事業量 二、二ヘクタール

- ◆工事請負契約について
- (1)契約の目的

林道荒島線開設工事

- (2)契約の方法 指名競争入札

- (3)契約の金額

一千三百二十五万円也

- (4)契約の相手

和泉村板倉 榎森尾組

- ◆大野勝山地区広域行政事務組合規約の一部改正について

- ◆福井県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の変更について

- ◆農業委員の推せんについて

和泉村川合第十六号九番地

新井 太郎 佐

明治四十四年一月七日生

老人医療費受給者の方へ

最近の傾向として、保険医療機関等で受診される場合、老人医療受給者証のみ提出して受診する者が多く、関係保険医療機関では診療報酬請求事務等に混乱を来している状態であります。

受診される場合は必ず保険証(社会保険で受診される場合は老人医療費請求書)を医療機関の窓口に出して受診して下さい。

今月の目標  
食欲の秋に健康な  
体力づくりに努めましょう



和泉村林産物生産促進  
組合(仮称)設定計画

拡大な林野を有する当地区において、将来有望な林産物を積極的に推進し、取り組むため、和泉村林産物生産促進組合(仮称)を設立する計画を進めています。この組合が設立発足すれば、現行の随先販売による価格の不安定解消、生産技術の研究、交換あるいは、組合活動を通じて働らく生きがいと、明るい張りのあるグループ活動が推進でき、地域林産物の振興に寄与するものと期待されます。組合員となる資格は、和泉村内に居住する者で、本組合の趣旨に賛同する者すべてが加入できます。

心のふる里大会開催される

人を愛し郷土を慕い  
情操豊かなふる里を

九月十五日「敬老の日」に第一回和泉村心のふる里大会が、朝日小学校講堂において村内各団体の協力を得て盛大に開催されました。この日、村内六十五才以上のお年寄、身体障害者(児)遺族会、国民年金友の会、生活保護者、未亡人など、二百数名の方が、まねかれ、人を愛し、郷土を慕い、情操豊かな心のふる里をテーマに、大会が開催され、村長の力づよいことばがあった後、高志福祉事務

所長、高志町村長会長、大野保健所長、和泉村議会議長等来客多数のお祝いのごとばがあり、八十才以上の老人に対して、和泉村から記念品が贈られた。これに引き続き昇竜太鼓をはじめ中電民謡クラブ老人会、青年団、婦人会、国民年金友の会、未亡人会、穴馬民謡保存会、朝日保育所、音楽愛好会など各団体による踊りや歌など日頃の練習の成果を披露し、楽しく意義あるふる里大会が行なわれた

# サラリーマンの奥さんにも 国民年金を

国民皆年金の時代に、まだ自身  
自身の年金を持たない人がいます  
それは国民年金に加入していません  
サラリーマンの奥さんです。

主人の年金制度(厚生年金や共済  
組合)から一応の保障がなされて  
いるため国民年金の強制加入の対  
象者からはずされているからです  
夫の年金によって保障があると  
言っても厚生年金の遺族年金は、  
基本年金額の半分に加給金を加え  
た額、老令年金については、妻の

分としてわずかの加算額があるの  
みです。

共済組合では夫の年金額の半分  
となっており、不幸にして離婚で  
もすれば全く保障がないと言った  
状態になり、これでは豊かな老後  
というわけにはまいりません。

国民年金に加入していれば、ご  
主人の年金制度からの遺族年金に  
加えて年をとったら老令年金、母  
子家庭になった場合には母子年金  
療疾の状態になった場合は障害年  
金が支給されます。

今年も十月一日から十二月末日  
まで「赤い羽根」の国民運動が全  
国いっせいに実施されます。

みなさんからご協力いただく赤  
い羽根たすけあい共同募金は、在  
宅の重度心身障害児(者)や、ね  
たきり老人の援護事業などいろい  
ろな社全福祉施設の整備拡充また  
は、地域の福祉活動のためにも配  
分されています。特に「こどもの  
遊び場」などの施設が整備されて  
います。共同募金運動は、国民た  
すけあい精神のあらわれです。  
みなさんの善意によって、大き  
な成果が得られるようご協力をお  
願いします。

!!今日もあしたも  
しあわせを!!



## 10月1日から 共同募金

### に輪を 大きな たすけあい

この任意加入の場合は、さかの  
ぼって加入することができないた  
め年金額が低くなりがちです。  
一日も早く加入し、さらに将来

より高い老令年金が支給される附  
加年金制度をお勧めします。

この附加年金制度は、一ヶ月定  
額保険料の一、一〇〇円に加えて  
四〇〇円の附加保険料を納めるも  
のです。

老後の不安をなくし、自分自身  
の年金権を確保しましょう。

手続き、お問い合わせは、役場の  
国民年金係どうぞ。

### 新しい 農業委員決まる

任期満了に伴う和泉村農業委  
員会委員選挙は、去る九月十四日  
行われました。その結果、無投票  
で当選者が決まりました。

- ◎無投票による当選者
- 沖村 清蔵 新 四七 貝 皿
- 三橋 清治 " 七三 朝日 前坂
- 嶋 喜市 " 五〇 下 山
- 猿谷 秋雄 " 六〇 角野 前坂
- 清水 栄 " 六五 後 野
- 森尾 正現 七二 板 倉

- 三坂 保司 新 四四 上大 納
- 朝日 牧雄 現 六六 朝 日
- 松田 衛 " 四八 下大 納
- 高崎 弘 " 五〇 伊 月
- ◎議会推せんによる委員
- 新井 太郎 佐 現 六四 川 合
- ◎農協推せん委員
- 山田 健二 新 六一 角 野

### ご存じですか 昨年中の被害額

二億八千六百七十七万円  
これは昨年一年間に福井県下で  
ドロボーに盗られた被害金品の総  
額です。この被害額は県民一世帯  
当たり約一万九千円つとられた勘  
定になります。

一般世帯に侵入したドロボーの  
四十三名は、開け放しやカギのか  
けていない表玄関から訪問客を装  
い堂々と屋内に侵入しています。  
せつかく立派なカギをつけても、  
かけわすれたのでは、何の役にも  
立ちません。和泉村においても盆  
裁や車の中の金が盗まれています  
家をあける時は、となり近所に  
声かけ合って戸にも心にもカギを  
かけましょう。

### 課設置条例一部改正で 転員に異動(十月一日付)

九月定例議会において、和泉村  
課設置条例が一部改正され、税務  
課が新設されたのをはじめ、尾花  
福祉係長の死亡に伴ない、十月一  
日付で職員の一部に次のとおり移  
動がありました。

- ◎業務課長
- 末永 秀一 (総務課主幹兼中竜  
支所長)
- ◎税務課長兼中竜支所長
- 宮原 公夫 (議会事務局長)
- ◎議会事務局長
- 島田 巖 (業務課長)
- ◎住民課福祉係長
- 山本 一郎 (企画室企画係長)
- ◎企画室企画係長
- 新井 基衛 (教委事務局長)
- ◎教育委員会事務局長心得
- 三橋 武雄 (総務課主事)
- ◎総務課
- 野尻 広 (住民課主事)
- ◎住民課
- 宮下 隆 (総務課主事補)

### 人のうごき

- 【死亡】
- 角野 掘井はつ 七十四才
- 朝日 挺屋ひで 八十三才
- 【赤ちゃん誕生】
- 上大納 補伽 誠 紀男 次男
- 上大納 鈴木昌彦 正男 長男
- 上大納 広瀬一栄 明 次女



# 灯油五〇〇ℓ以上の貯蔵は違法

## 安全な貯蔵取扱いについて

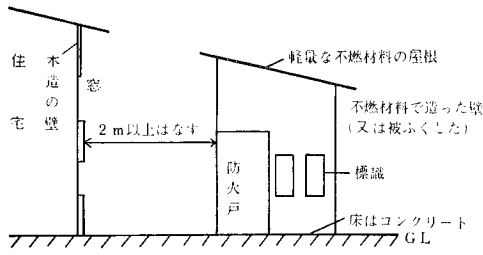
暖房用白灯油を準備する季節となりましたが、一般家庭における灯油類の貯蔵取扱いについては、消防法及び大野地区消防組合火災予防条例で次のように規制されていますので、取扱いにご注意ください。

一、灯油を建物外に貯蔵する量が一〇〇ℓ以上五〇〇ℓ未満の場合には、火災予防条例により届け出て、内装を不燃材料で囲った置場の設置が必要です。

二、五〇〇ℓ以上の場合には消防法の規制を受け、危険物取扱者の免許がなければ、貯蔵あるいは取扱いができません。

したがって、ドラム缶(二〇〇ℓ)で購入し、家の軒下や物

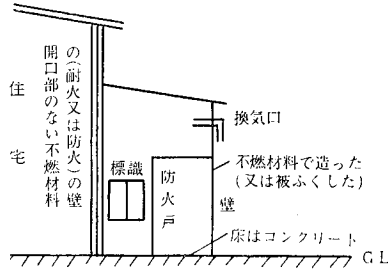
小量危険物貯蔵所の構造設備図例



置などに無届で貯蔵することは違反となり、処罰を受けることがありますので、十八ℓ缶を五本までにするか、置場を設けて貯蔵するなどの処置をして下さるようお願いいたします。

なお、置場を設ける場合の届出書は、和泉分遣所(役場内)にあります。

### 「消火器の設置場所」 ※すぐにもわかる よく見るところへ



## ～暖房器具を安全に使うために～

### 1. 暖房器具の火事はこんなことが原因

| 石油ストーブ        | 電気ストーブ         | ガスストーブ        |
|---------------|----------------|---------------|
| <p>可燃物の落下</p> | <p>可燃物の落下</p>  | <p>可燃物の落下</p> |
| <p>転 倒</p>    | <p>コードのいたみ</p> | <p>可燃物の接触</p> |
| <p>点火中の注油</p> | <p>コンロ等の代用</p> | <p>ガスもれ</p>   |